

栃木県知事 福田 富 一 様

2020年1月10日

日本共産党栃木県委員会

委員長 小林 年 治

日本共産党栃木県議団

代 表 野 村 せつ子

2020年度栃木県予算と施策に関する重点要望書

10月の消費税増税が景気を直撃し、米中貿易摩擦や台風被害も影響して日本経済は先行きが見えない低迷状態になっています。日銀が12月13日に発表した12月の全国企業短期経済観測調査によると、業況判断指数が6年9か月ぶりの低水準になり、とくに消費税の影響を大きく受けた中小・中堅の小売業が大幅に悪化しました。また総務省の10月家計調査でも1世帯あたりの消費支出は実質で前年同月比5.1%減で、2014年4月の消費税5%から8%への増税直後の下げ幅より大きくなりました。消費税増税の失政は明らかです。

このような経済状況のもとで閣議決定された来年度政府予算案は、経済対策として不公平な「マイナポイント」を打ち出し、社会保障の自然増は1200億円も削減するなど消費税増税で落ち込んだ国民の懐を温めるものとはなっていません。

だからこそ、県政には社会保障や教育費、医療費等の負担軽減で、消費購買力を引き上げる施策が求められます。また、台風第19号で被災した住民、農家、中小零細企業が生活となりわいを取り戻すための支援を強化していくことが求められます。

10月の県政世論調査報告書によると、この先「良くなっていく」との回答の割合が7.5%なのに対し、「悪くなっていく」が38.1%で前年比1.3%増え、先行きへの不安感が強まっています。県政への要望は、「高齢者福祉対策」（1位59.1%）「医療対策」（2位50.7%）「子育て・少子化対策」（3位37.5%）「雇用の安定と勤労者福祉」（4位36.5%）「防犯対策」（5位34.7%）が上位となっています。

日本共産党栃木県委員会ならびに栃木県議団は、県政世論調査の結果や、この間、日本共産党に寄せられた県民各層からの要望を「2020年度栃木県予算と施策に関する重点要望書」（154項目）にまとめました。ぜひとも予算編成と施策に反映されますよう強く要望するものです。

◎【1】台風・豪雨災害からの復旧、生活再建への支援

2019年10月の台風第19号の豪雨災害によって県民は甚大な被害を受けた。河川堤防等治水対策の強化、生活となりわいを取り戻すための被災者生活再建への支援、農業・中小企業の再建などの補正予算が組まれたが、被災者の生活再建には程遠く、国・県・市町一体でさらに取り組みを強化する必要がある。以下の8項目18件(昨年中に要望した項目の再掲含む)について、国、関係者への働きかけを進めるとともに、2019年度補正予算ならびに2020年度予算において対策を講じること。

1. 県独自の被災者生活再建支援制度の拡充

半壊、準半壊、一部損壊世帯に一定額の支給すること。その額は市町独自の既存制度を下回らない額とすること。台風19号被害を対象とするため、市町ならびに関係団体とただちに具体的な協議に入ること。

2. 国の被災者生活再建支援制度の拡充について

半壊、準半壊、一部損壊を支援金支給の対象にすること、支給額を全壊500万円に引き上げることなどを国に働きかけること。

3. 災害救助法の諸制度について

(1) 住宅応急修理について

- ①市町、被災者の状況を把握し、完了期間を延長して最後の一人まで救済すること。
- ②指定の業者に依頼できず、自分で修理した場合でも領収書を保管している場合など支給対象にするなど柔軟に対応すること。
- ③ホームページや広報、被災者への配布物等において、日常生活に支障がある場合は自宅で避難生活をおくる場合も対象になること、資力要件が緩和されたこと、自分で修理した場合も支払い前であれば支給対象になること、応急修理完了まで公営住宅等への一時的入居が可能であることなど具体的に周知すること。
- ④水害被害は、柱、床、床下等を乾燥させるのに期間を要し、また多数の被害が集中するため修理請負事業者が不足することが明らかである。工事完了期間原則一か月を撤廃すること、工事完了後の申請を認めることなど制度の見直しを国に求めること。

(2) 災害救助法に「被服、寝具、その他生活必需品の給与、貸与」が明記されている。水害においても、床上浸水世帯を対象に実施すること。

(3) 避難所について

- ①プライバシーを保護するパーテーション、段ボールベッド、枕、マットレス等を備品として購入し配布できるようにすること。
- ②乳幼児のいる世帯への配慮(ミルク、おむつ、アレルギー対応食、肌着等)、ジェンダー視点の配慮(プライバシー保護、生理用品、性犯罪防止対策等)、高齢者への配慮を重視すること。そのための避難所運営指導者を養成すること。
- ③福祉避難所を増設し事前に周知すること。身体・精神障害児者、療養中の人、妊婦、持病のある人など気軽に利用できるようにすること。利用者に費用負担を求めないこと。
- ④温かい食事の提供に努めること。
- ⑤避難所に冷暖房設備を備えること。トイレの洋式化をはかること。

4. 住家被害認定について

り災証明書に記載される住家の被害認定について、水害特有の被害実態(外壁等の破壊

がなくとも、壁や床の断熱材などにしみ込みカビの発生等で生活できなくなること、床下の堆積泥の除去などに多大な負担が生じることなどを反映した見直しを求め、床上30センチ以上を大規模半壊、床上浸水は半壊、床下浸水を準半壊とすること。

5. 小規模事業者、商店等への支援について

- (1) グループ補助金制度等、中小・零細事業者が使える支援制度について、ていねいな説明の場を設置し、委託事業者まかせにせず、県が市町と連携して、責任をもって運用すること。農業者等のグループ補助金についても独自の相談窓口を設置するなど、制度の周知と運用について部局横断で支援すること。
- (2) 防災減災のための店舗の改築・リフォーム、機械・設備の防災対策、倒壊の危険のある塀の除去・改修等を支援する制度を創設すること。

6. 農業・農家への支援について

- (1) 国・県・市町の復旧・復興支援策について、地域・集落ごとに説明、相談の場を設けること。
- (2) 農地・水利施設の復旧、農地・水路の土砂、稲わらの撤去は激甚指定で95%程度とされているが、残りの数%の負担が重いため、実施できず耕作放棄にいたる可能性がある。農家負担をなくすため県、市町で支援すること。
- (3) 農業用ハウスが倒壊やゆがみなどで使えなくなった場合、被災者負担なしで撤去すること。再建についても被災者負担を可能な限り軽減すること。
- (4) 農作業や農地の復旧作業に不可欠な軽トラック等の被災への支援は、経営資金等の借入れのみとなっている。収入が絶たれた農家にとって返済の見通しがたないなかでの借入れは困難である。買い替えを支援する支援金制度を創設すること。
- (5) 収穫後に浸水して出荷できなくなったモミ、玄米、農作物の被害を救済すること。県として被害状況を調査し、国にも支援を求めること。
- (6) イチゴ、アスパラガス、ニラ等、産地を維持していくため特段の支援を行うこと。

7. 河川堤防の復旧・強化について

- (1) 台風第19号の降水量または過去最大の降水量をベースにした河川整備計画の策定または見直しをはかること。
- (2) 堤防の決壊、越水および溢水等の被害が出た河川について、国に改良復旧を求めるとともに、査定で認められなかった河川箇所についても県独自に堤防強化等の改良を行うこと。
- (3) 大きな被害がなかった河川も含め、県管理河川の河床の堆積土や雑木除去等を定期的実施するための予算を拡充すること。

8. ダムの事前放流、緊急放流等管理について

台風19号による豪雨で、県管理の那珂川上流箒川の塩原ダムで緊急放流を行い、鬼怒川上流の川治ダム、川俣ダムでは緊急放流の可能性が報じられ、県民を不安に陥れた。県内には国管理ダム5基、県管理ダム9基、その他発電用14基、農業用15基と多くのダムがある。多目的ダムに限らず、放流機能のあるダムの事前放流について、管理者、関係者と合意形成を行い実施要領等を整備すること。またやむを得ず緊急放流するさいの基準や、下流域の住民に対する周知・避難のあり方について、マニュアルを作成すること。

【2】安心して子育てできる栃木県に

- ◎1. 2019年度までに県内の11市町が高校3年生まで医療費無料の独自制度を導入し、中学3年生まで無料の14市町とあわせて全市町が独自の制度を実施している。県のこども医療費助成制度の対象年齢を当面中学3年生まで拡大し、県内どこでも高校3年生まで無料の制度にできるよう支援すること。現物給付についても小学校6年生まで拡大すること。
- ◎2. 県単1歳児担当保育士増員補助金の単価増額、食物アレルギー対応給食提供事業補助金の単価増額とすべての保育施設に対象拡大をはかること。
- ◎3. 3歳～5歳児の保育料・教育費無償化において、これまで保育料に含まれていた給食費（副食費）は月4,500円を目安として実費徴収される。保育施設の給食は保育・教育の一環であり、副食、主食とも無償が望ましい。国にたいして、副食費を無償とするよう求めること。県として副食費への補助を行うこと。主食についても米飯給食補助制度を検討すること。また国は給3歳～5歳児の基本単価を引き下げる方針だが、施設の運営を圧迫する公定価格の引き下げに反対するよう働きかけること。
- 4. 保育園待機児の掌握方法を実態を反映したものにし、待機児ゼロにするため認可保育園をふやすこと。
- 5. 保育士不足解消のため、保育士の賃金を全産業平均にまで引きあげることが求められる。国の待遇改善対策が保育士の賃上げにつながっていない実態も指摘されており、改善が必要である。国に保育士全体の賃上げによる待遇改善を働きかけるとともに、県として支援制度を創設し、市町が直接保育士に支給できるようにすること。
- 6. 児童相談所の体制強化
 - (1) 児童虐待防止対策総合強化プランに対応した児童相談所の体制強化を着実に促進し、2022年度の目標達成を可能とする予算にすること。計画に見合った児童福祉士、児童心理士、スーパーバイザーの育成のための予算を確保すること。すみやかな判定・措置のためにも、職員の心身の健康とスキルアップのための研修派遣を保障する上でもゆとりある体制にすること。
 - (2) 市町を支援し、子ども家庭総合支援拠点等の体制の強化がはかれるようにすること。
 - (3) 県南・県北児童相談所に一時保護所を設置すること。
- ◎(4) 中核市宇都宮市への児童相談所設置について、具体的に市との協議を促進すること。県として財政的にも職員配置においても最大限支援すること。
- 7. こどもの居場所づくりやこども食堂等の事業は、多くが運営費補助金ではまかなえず事業者・支援者の善意と負担に依拠せざるを得ない状況がある。県として実施箇所と内容の拡充をはかるため、予算を増やし、NPO、ボランティア団体等への支援を抜本的に強化すること。
- 8. 放課後児童クラブ(学童保育)において、指導員の複数配置と公的資格が「従うべき基準」から「参酌化」に改悪されたが、子どもの安全・安心を守るため、国に職員の複数

体制、有資格者の配置を「従うべき基準」に戻すよう求めるとともに、県として「従うべき基準」での運営が維持できるよう支援すること。

【3】高齢者・障害者・福祉対策

- ◎1. 2046年度までに7兆円も年金を目減りさせるしくみである「マクロ経済スライド」を廃止するよう国に働きかけること。
- ◎2. 「はつらつプラン21」8期計画の策定にあたって、特養ホーム「待機者ゼロ」の計画を作成し、介護の不安をなくすこと。高齢者の生活実態を勘案し、要介護3以下の高齢者を潜在的待機者として掌握し、入所できるようにすること。
- ◎3. 介護保険の大改悪に反対すること。政府は介護サービス利用料を原則1割から原則2割に引き上げるなどの負担増や、ケアプラン作成の有料化、要支援1、2に続いて要介護の生活補助を保険給付から外し地域支援事業に移行させるなど大改悪を図ろうとしている。地方から反対の声を上げ、国に働きかけること。
- 4. 介護報酬の引き上げを国に求めるとともに、県として1対2の職員配置が可能となるよう補助すること。
- 5. 介護福祉士等の大幅賃上げのために県独自の支援制度を作ること。
- 6. 難病患者、障害者の生活支援に県独自の支援を行うこと。とくに重度障害を持つ人を家族丸ごと支援するピア・サポート事業の拡充をはかり、親身なケアを行う環境を早急に整えること。
- 7. シングルマザーへの支援を行うしくみを作り、勤労、住居、生活、子育て等を丸ごと支援すること。
- ◎8. 生活保護行政について
 - (1) 国に生活保護改悪をやめ、「生活扶助」5%削減をやめ、元に戻すよう国に求めること。母子加算の削減をやめること、老齢加算の復活を求めること。
 - (2) 全受給者がエアコンを設置できるよう補助すること。生活実態に即して車の保有を認めること。
 - (3) 生活保護制度の周知徹底を図り、窓口に来た人にすみやかに申請書を渡し手続きに入ること。

【4】医療の不安なくし健康長寿の栃木県に

- 1. 国民健康保険制度について
 - ◎(1) 厚生労働省は2020年度から国保税負担軽減のため一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行う市町に国からの予算を削減していく新たなペナルティのしくみを導入する。県として国にペナルティ廃止を強く働きかけるとともに国保税を「協会けんぽ並」に引き下げのため、国に一兆円の公費負担を増やすよう要望すること。ペナルティが実施されても自治体の判断で繰り入れを行うことは可能であり、各市町による「特別

な事情」の判断の裁量を認めること。

- (2) 少子化対策として多子家庭の子どもの均等割を減額・減免すること。
 - (3) 子ども医療費現物給付にたいする国のペナルティを全面的になくすよう国に求めるとともに、それが実現するまでペナルティ分を国民健康保険納付金に加算するのではなく、県負担とすること。
 - (4) 国保税滞納者に対する資格証明書の発行は、命に関わる問題であり、機械的な発行を行わないよう市町に指導を徹底し減少させること。
- ◎ 2. 後期高齢者医療制度の被保険者負担の軽減に取り組むこと。国に75歳以上の窓口負担を原則2割にしないこと、低所得者への保険料軽減の継続、国庫負担の引き上げを働きかけること。
- ◎ 3. 厚生労働省は、地域医療構想の推進を図るため、公立・公的病院の「再編リスト」を公表したが、地域医療の中核を担う公的病院の統合・再編は許されない。国にリストの撤回を求めること。地域と医療機関の自主性を尊重し、病床数の削減、機能の転換、公的病院の再編・統合を押し付けないこと。
4. 栃木県は冬季の朝夕の冷え込みが強く、室内の寒暖差によるヒートショックが起きやすいと指摘されている。突然死を防ぐための対策として、風呂場・脱衣場などへの暖房器具や通報装置等の設置など効果的な対策を県民に周知し、市町とともに対策費を助成する制度を創設すること。
 5. 短命県返上をめざし、脳疾患、心疾患による死亡を減少させるため、減塩対策を強化すること。公共施設の食堂や学校給食の減塩対策を推進すること。また減塩食を提供する食堂や宿泊施設、減塩食品を開発・販売する事業者等を支援すること。
 6. 疾病の早期発見のため、健診を充実させ、胃カメラ、内臓エコー検査、頸部血管・甲状腺エコー検査等を無料健診メニューに加えること。
 7. 県立岡本台病院の病棟更新など老朽化対策を早急に進めること。また改革プランを見直し、独立行政法人化でなく、県直営として十分な財政措置を講じて職員配置と診療体制、患者サポート等を充実させること。
 8. 独立行政法人県立がんセンター、リハビリテーションセンターの機能充実とより良い医療提供、福祉サービス提供のため、県として十分な財政支援をおこなうこと。
 9. 県南広域的水道整備事業は、栃木市、下野市、壬生町の水道水源の35%を地下水から南摩ダムが開発した県水に切り替える方針だが、2市1町の住民は地下水100%の水道を維持するよう求めている。住民合意のない事業は中止すること。
- ◎ 10. 犬猫殺処分ゼロを実現するため、動物愛護団体や獣医師会等と連携してとりくむこと。里親探しのための一時保護所の設置、犬猫の避妊対策への支援制度を創設すること。

【5】教育の充実（教育委員会）

◎ 1. 1日8時間労働の原則を破り勤務時間を延長する「一年単位の変形労働時間制」を公立学校の教員に適用することを可能にする法律（改定給特法）が昨年の臨時国会で強行された。働き方改革に逆行し、「過労死が増える」と現場から反対の声が上がっている。国は2021年度から制度を運用するとしているが、導入するかどうかは各都道府県、個々の学校の完全な選択制であり、県として導入しないこと。

2. 教員の多忙化解消

(1) 国・文科省に対し、小・中学校全学年で35人以下の学級編成とすること、教員一人あたりの授業コマ数を一日4コマまでに減らすこと、そのめの教員定数増をはかるよう求めること。

(2) 学校全体の業務削減をはかること。県版学力テストの廃止、部活動の負担軽減などにとりくむこと。

3. 2020年度から小・中全学年で35人以下の学級編成が実現する見込みだが、教職員削減計画を見直し、正規教職員を増員して対応すること。

◎ 4. 豊かで安全な学校給食に

(1) 食育として教育の一環に位置づけられる学校給食の無償化を推進すること。無償化にとりくむ市町に県として財政支援すること。

(2) 食材の地産地消を推進し、補助制度を拡充すること。輸入小麦から発がん物質グリホサートが検出されており、パンの小麦は国産、県産を使用すること。

(3) 栄養教諭を増員し、全小中学校での食育の推進、食物アレルギー対応など食の安全・安心のための対応の充実がはかれるように配置すること。

(4) 自校方式で給食を提供する学校を増やすため市町を支援すること。

5. 県立高校において、35人学級の実現をはかること。

6. 高校再編計画において、適正規模4~8学級に満たない学校を特例校として統廃合の対象とする方針を見直すこと。県周縁部の高校は地域活性化の中軸であり、存続させるために教員加配など支援するとともに、地域との連携を図り部局横断的支援を行うこと。

7. 県立高校入学選抜において、定員割れの高校の再募集を行うこと。

◎ 8. 特別支援学校の充実

(1) 教室・教員不足の解消をすすめ、児童・生徒の増加に対応できるようにすること。障害の重度化重複化に対応できるよう教員を増員すること。

(2) 国に学校設置基準の設置、学校建設への国の補助率を引き上げを求めること。

(3) 特別支援学校を増やし、通学の負担をへらすこと。

(4) 医療・福祉など専門機関とのネットワーク、巡回相談など地域全体の支援体制をつよめること。

9. 県立高校の体育館にエアコンを設置すること。

10. 小・中学校の体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化を促進するため、国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。

- 1 1. 小中一貫化や義務教育学校設置を名目にした安易な小・中学校の統廃合は行わないよう市町を指導すること。
- 1 2. 国に大学進学者への給付型奨学金制度の抜本的拡充を求めること。また県独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- 1 3. 私学助成を拡充し、授業料減免制度は世帯収入500万円まで対象をひきあげ、入学金、納付金も免除対象にすること。（経営管理部）
- 1 4. 教育委員会において、障害者雇用に努め、法定雇用率を上回る計画を策定すること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。
- 1 5. 要保護世帯に支給される就学支援制度の入学準備金について、全市町で入学前支給が実施されるように徹底すること。また準要保護世帯への支給は市町単独事業であるが、日光市や宇都宮市では小学校、中学校新入生とも入学前支給を実施している。教育委員会として全市町の状況を把握し、入学前支給を行うよう市町に働きかけること。
- 1 6. 教職員の期末手当に成果主義を持ち込む勤勉手当を廃止すること。勤務評価を賃金にリンクさせないこと。非常勤教員と正規教員の同一労働同一賃金を実現すること。

◎ 1 7. 不登校の子どもへの支援

不登校の子どもへの権利を尊重し、学校強制でない教育への権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場に立って以下の公的支援を強化すること。

- (1) 子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。
- (2) 子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充する。
- (3) 学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。
- (4) 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなう。
- (5) 学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放する。

◎ 1 8. 性的マイノリティの子どもへの配慮

- (1) 同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティの子どもへの適切な配慮を求める国の通知も生かし、①制服・体操着など性別を問わない選択制とすること、②標準より長い髪型を認める（戸籍上男性）、③着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める、④修学旅行等宿泊を伴う行事での配慮を行う。
- (2) 全教職員を対象に性的指向、性自認への理解を促進する研修を実施すること。子どもたちの理解を進めるため、授業で取り扱いをすすめる。

◎ 1 9. 宇都宮市ほか県南、県北に公立夜間中学校を開設すること。市町教育委員会と協議・連携して取り組むこと。

【6】農業・農村の振興

◎ 1. 家畜伝染病豚コレラの本県への感染を防ぐため、ワクチン接種等をすみやかに実施

するとともに、国が半額助成するとしている野生イノシシの農場への接近を防ぐ防護策の設置を急ぎ、養豚農家の負担軽減のため支援すること。養豚農家への衛生管理指導等に従事する家畜防疫員や獣医師の増員等、体制強化をはかること。

2. 「農業者戸別所得補償制度」の復活またはコメの生産価格を支える新制度創設を国に求めるとともに、県独自の所得補償対策を講じること。農畜産物の価格保障を行うこと。
- ◎ 3. 地産地消を推奨し、県産農産物の消費拡大の取り組みを強化する。朝市、直売所、地元食材活用の加工・販売事業所への支援、教育・福祉施設や企業の給食などへの活用を支援する制度を創設すること。
4. 学校給食の食材への県産農畜産物の利用拡大をはかるため、地場産食材の活用率60%を目標とし、とちぎ地産地消推進事業費等の補助金を大幅に増額すること。
- ◎ 5. 「主要農作物種子法」廃止によるコメ・麦・大豆などの公共品種を守る新しい法律の制定を国に求めること。
- ◎ 6. 県種苗条例の実施にあたっては、コメ、麦、大豆の種子の安定的な生産・供給を維持するため、県として十分な予算措置を行うこと。とくに種苗の生産供給にかかわる県の指導・助言を滞りなく実施するための人員確保と人材育成に努めること。原種、原原種の生産は県の責任で行い民間事業者への指定はしないこと。原種農場の予算と体制を維持し、老朽化した農機具等の更新を行うこと。
7. 農業試験場はじめ研究機関の予算を増やし、奨励品種の選定、新品種の開発・保管、病虫害対策等の研究を強化すること。
8. 農業次世代人材投資資金制度について、対象年齢の引き上げ、支援額の引き上げ、支援期間の延長などを国に求め、県として新規就農する青年への支援策を拡充すること。
9. 持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業を支援し、国連による2028年までの「家族農業の10年」決議に呼応した家族農業推進の施策を実施すること。
10. 日米物品貿易協定は、実質的に自由貿易協定であり、県農業への打撃は深刻である。影響を調査し公表すること。

【7】くらしと雇用・中小企業支援

- ◎ 1. 消費税を5%に減税するよう国に要請すること。
- ◎ 2. 住宅や店舗のリフォームは、耐震化等の防災対策、バリアフリー、断熱等福祉と健康を守る対策、空き家・空き店舗対策など多面的な需要が見込まれ、中小企業の仕事を増やし地域経済を潤す効果が高い。経済活性化と県民の命と財産を守る事業と位置づけ、住宅や店舗リフォーム助成制度に取り組む市町を財政支援し、全市町でとりくめるようにすること。
3. インボイス制度の導入中止をもとめること。
- ◎ 4. 所得税法56条を改正し、家族従業員の働き分が正当に評価されるように税制改正

を国に求めること。

5. 栃木県の最低賃金をただちに 1000 円に引き上げ 1500 円をめざすこと。国に中小・零細企業の賃上げに対する支援策を求めること。
6. 非正規から正社員への転換を促進する県計画を前倒しで進めること。
7. 公契約条例を制定し、公共事業の質を確保し建設労働者の賃上げを推進すること。
8. 県と関係機関で障害者の雇用を促進し、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にすること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。

◎ 9. 外国人労働者、技能実習生、留学生について

- (1) 出入国管理法の改正による外国人労働者の急増に対し、居住自治体、就労実態、出身国および日本語理解の状況など詳細な実態把握に努め、かみ合った支援策を講じること。
- (2) 労働局や関係団体と連携し、外国人労働者・技能実習生に対する法令違反や不当な権利抑制などが行われていないか実態調査を行うこと。
- (3) 外国人労働者が人間らしく働き、住民生活が送れるよう就労、子どもの教育、医療等のワンストップ相談窓口を設置すること。

【8】環境・原発・廃棄物対策

1. 日本原子力発電株式会社東海第 2 発電所は、40 年が経過した老朽原発の運転期間の 20 年延長を申請し、再稼働をめざしている。本県との県境から 32 キロの至近距離にあり、過酷事故が起きれば、県民のくらしと健康、営業が根底から脅かされる懸念がある。県民の安全を守る責務を負う県として、再稼働せず廃炉にするよう日本原電に要請すること。
2. 東京電力（株）は福島第一原発事故が収束せず、事故原因・教訓が明らかになっていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発の再稼働をめざしている。再稼働に反対すること。
3. 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーへの転換を国に求めるとともに、県としても再生可能エネルギー導入を推進すること。
4. 塩谷町への放射性指定廃棄物処分場選定を白紙撤回するよう国に求めること。特措法の見直しを国に求め、8,000 ベクレル以下の廃棄物も国の責任で保管・処理すること。
5. 環境省が進める農家保管の放射性指定廃棄物の集約・減容化方針について、県民・住民に周知し、集約の場所や減容化の方法など、住民参加のオープンな意見交換の場を設け、要望に基づいた対応を国に求めること。
6. 農畜産物、学校給食等の放射性物質濃度測定を継続すること。
7. 原発事故によるこどもの健康への影響を県として調査し、こどもの甲状腺検査を行う自治体への財政的支援を行うこと。
8. 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、最終処分場の設置等に際して協議

が必要とされる関係自治体の範囲の拡大、立地基準の距離制限の拡大をはかること。また工業団地も対象とすること。

9. 日光市横根高原や那須町御用邸下など大規模太陽光発電施設計画は、自然環境破壊や災害誘発の危険、景観破壊などが懸念され住民の反対の声が上がっている。自然環境、生活環境への影響が懸念される場所への立地や規模を規制する条例を制定すること。
10. 住民合意のないエコグリーンとちぎ（馬頭最終処分場）の建設を中止すること。住民が反対する県外廃棄物、放射性廃棄物を持ち込まないこと。設計・建設・運営・管理のあらゆる段階で情報公開を徹底すること。
11. 森林環境譲与税との二重課税となる県独自の目的税「とちぎの元気な森づくり県民税」は廃止、または減額すること。

【9】ジェンダー平等の推進と県民生活の安全

1. DV をなくすため、指導員の養成、市町への配偶者暴力支援センター設置に全力をあげること。男女共同参画センター北館の相談体制の充実をはかり、一時保護受け入れのあり方、施設運営のあり方等を被害者本位に見直すこと。
 2. DV 被害者支援に取り組む民間団体、NPO 等への支援を強化し、運営費等の財政支援を行うこと。
 3. 性暴力の根絶をめざし、被害者支援に全力で取り組むこと。とちエールでの 24 時間相談体制構築へ支援すること。
 4. 女性の地位向上をめざし、県庁や関係機関で女性幹部職員を積極的に登用するよう努力すること。民間企業等の賃金、昇級等の格差是正をはかる対策を支援すること。
- ◎5. 性的指向、性自認に対する差別と偏見をなくし、県民の理解を促進し、権利を保障するための具体的な対策を講じること。当事者や家族の相談窓口を設置し、支援員を配置し、事務書類等の性別記載欄の削除推進、同性カップルパートナーシップ宣誓制度など結婚支援、性適合治療への支援等、当事者の要望を反映した支援を行うこと。
6. 地震の活発化や地球規模での気候変動に対応し、地域防災計画や災害ハザードマップを見直し、県民生活を守るための抜本的対策を強化すること。気象・地震・火山などの観測体制の抜本的強化を国に求めるとともに、住民への正確な情報提供を行えるよう関係機関との協力・連携を強化すること。
 7. 不足している消防力を強化し、消防職員、分署を増やし、救急体制の強化をはかること。消防団と団員の増員・育成を支援すること。

【10】公共事業のあり方を見直し、災害に強い県に

1. 公共事業のあり方を見直し、大型開発事業を削減し、防災・老朽化対策優先、生活密着事業中心に切り替えること。
2. 県施設のブロック塀倒壊対策を急ぐとともに、民間・民家のブロック塀倒壊対策を助

成する制度を実施している市町への財政支援制度を創設すること。

3. 教育・福祉施設、公民館等の耐震化を支援すること。
 4. 崖崩れ危険箇所の点検・改修を前倒しで実施すること。
 5. 県管理河川の堤防や河床などの定期的な点検と改修の予算を確保すること。
 6. 地方バス路線、第三セクター鉄道など、県民の足となっている公共交通を維持するため、県として補助額を増やし、市町を支援すること。
 7. コリドール構想を見直し、地域高規格道路の常総・宇都宮東部連絡道路の整備・延伸計画を見直し・中止すること。
 8. 思川開発南摩ダムは利水・治水ともに必要のないダムであり、事業から撤退し、国に建設中止を求めること。
- ◎ 9. 県営住宅の老朽化が著しく、昨年は台風19号の豪雨で西川田県営住宅で雨漏りが発生、五代県営住宅では空き室の排水管が漏水し階下の天井に被害が発生した。耐震化、老朽化対策を前倒しで進めること。宝木県営住宅、若草県営住宅の建て直しを急ぐこと。
10. 県営住宅の入居基準を見直し、空き室の多い団地では若年単身者、U I J ターンの若者なども入居できるようにすること。
11. 高齢世帯、単身世帯が多く居住する県営住宅の公園、駐車場等の清掃、草刈りなどは、県または指定管理事業者が責任を持って実施すること。
12. 生活道路である県道の補修や自転車専用レーンの整備を急ぐこと。
13. 宇都宮市・芳賀町のL R T整備事業は、路線、安全性、運営方式、費用などの点においても県民・市民合意が得られているとは言いがたく、着工後も工事中止を求める声が寄せられている。J R 駅東西横断の工事費だけで80～100億円かかることが公表されたが、西側のルートや費用はいまだ確定していない。またL R T整備にともなう交通規制エリア拡大の経費は、東側だけで数十億とも指摘され、西側を含めればさらに膨らむと予想される。工事の中止を求め、財政支援方針を見直し、予算計上しないこと。
- ◎ 14. 県管理道路、県有施設等の除草作業において、グリホサートを含む薬剤を使用しないこと。

【11】ひらかれた県政・議会・財政運営

1. 個人情報の漏洩が懸念されるマイナンバーの県事務への活用範囲拡大をやめ、県民、職員にマイナンバーカードの獲得を推奨・強要しないこと。
2. 県各部局、教育委員会等においても情報公開につとめ、開かれた県政にすること。
3. 県の役割を後退させる行財政改革を見直し、出先機関の行き過ぎた統廃合をやめること。行政需要に的確に対応し、業務の質を確保するため正規職員の削減は行わないこと。
4. 公務の民営化・市場化につながる公共施設へのP F I 導入、指定管理制度の導入を見直し、公共性の強い事業は県直営にすること。
5. 公共サービスの質を確保するため、業務の民間委託を行わないこと。

6. 予算編成段階での情報公開を行い、県民に開かれたわかりやすい予算編成にすること。
- ◎ 7. 二元代表制を尊重し、次期総合計画は議会の議決により決定すること。
8. 自動車税等県税の徴収にあたっては納税者の権利を保障し、行き過ぎた督促、滞納処分が行われることのないようにすること。
9. 議会予算のあり方を見直し、政務活動費の削減と透明化、公務諸費の廃止、公費による海外行政視察の中止などを県議会に要請すること。議員報酬、期末手当を減額すること。

【12】憲法と平和に関する要望

- ◎ 1. 安倍首相は、自らの手で改憲を実現したいと言明している。改憲は国の問題であるとともに地方自治体のあり方を左右する大問題であり、9条改憲には多くの国民・県民が反対している。知事として憲法第99条を遵守する立場から改憲に反対の立場を表明するとともに、憲法を生かした県政運営につとめること。
2. 集団的自衛権行使容認の2014年7月の閣議決定の撤回ならびに安保法制の廃止を求めること。
3. 米軍横田基地にCV22オスプレイ機が配備され、県内上空での飛行訓練が日常化している。オスプレイやC130輸送機等の栃木県空域での訓練の中止、自衛隊北宇都宮駐屯地への飛来・立ち寄り等に反対すること。北関東整備局を通じて栃木県空域を通過する訓練日程を掌握し、県民に公開すること。
4. 2018年8月に陸上自衛隊宇都宮駐屯地の中央即応連隊が佐野市で山地機動訓練を実施し、2019年1月に第12特科隊が宇都宮市内で小銃携行の上、歩行訓練を行った。公道や市街地など演習場以外の場所での訓練を行わないよう求めること。
5. 宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地強化、海外派兵に反対すること。航空学校の飛行訓練等について、深夜・早朝、保育所・学校等周辺での飛行を行わないよう求めること。
6. 沖縄県が反対している名護市の米軍新基地建設強行は、民意と地方自治を踏みにじる行為であり、反対すること。
7. 全国知事会は「日米地位協定の抜本的見直し」の提言を国に提出したが、実現に向けて、国に積極的に働きかけること。
8. 「核兵器禁止条約」に参加・署名するよう政府に求めること。
9. 栃木県として非核平和県宣言を行うこと。
10. 日本非核宣言自治体協議会は、核兵器のない平和な自然環境を大切にすることをこめて、被爆アオギリ二世（広島）、被爆クスノキ二世（長崎）の苗木を配布し育成する運動を推奨している。県庁広場や県総合運動公園等に植樹すること。

以上